

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第108号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年8月28日 10時00分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市小石浜漁港北東方沖 小石浜四等三角点から真方位095° 1,000m付近 (概位 北緯39° 04.87' 東経141° 49.69')
事故等調査の経過	平成26年12月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 第十五佐賀丸、8.5トン 210-42076岩手、株式会社佐賀組（A社） B 起重機船 第六十三佐賀丸、516トン なし、A社
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 機関等に濡損 B なし ほたて養殖施設 ロープに緩み及び養殖物が落下
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船と共に、引船第二十七佐賀丸（以下「27号」という。）にえい航され、小石浜漁港に向かっていたところ、小石浜漁港に向かう水路には左右に養殖施設が設置されていて狭隘であったので、予定どおり、B船のえい航を27号から引き継ぐこととした。 A船は、機関を微速力前進としてB船の左舷船尾を並走する態勢で、船長AがB船の船尾両舷から取ったえい航索をA船の船尾えい航フックにつないだところ、B船の行きあしによりえい航索が緊張し、右舷側に傾斜して船尾から浸水し、平成26年8月28日10時00分ごろ転覆した。 船長Aは、浸水する状況を見て危険を感じ、海に飛び込み、付近にいた僚船に救助された。 A船は、転覆した際、マスト等が、付近に設置されていたほたて養殖施設に接触した。 A船は、来援したA社が所有する別の起重機船に吊り上げられ、救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1 海象：海上 平穏

<p>その他の事項</p>	<p>海上でえい航を引き継ぐ際の作業手順は、特に定められていなかったが、船長Aは、ふだん、B船の船尾にA船を接近させてえい航索を取っていた。</p> <p>B船は、本事故時、27号のえい航索が船首につながれており、前進行きあしが残っていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、小石浜漁港北東方沖において、B船のえい航準備作業中、船長Aが、B船の前進行きあしがA船よりも勝る状況でB船の船尾両舷から取ったえい航索をA船の船尾につないだことから、えい航索が緊張して右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が、小石浜漁港北東方沖において、B船のえい航準備作業中、船長Aが、B船の前進行きあしがA船よりも勝る状況でB船の船尾両舷から取ったえい航索をA船の船尾につないだため、えい航索が緊張して右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上で他船からえい航を引き継ぐ際は、余裕のある作業計画を策定し、えい航物件の行きあしが停止したことを確認してから実施すること。</li> </ul>